

北海道と東京農業大学との連携と協力に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と東京農業大学（以下「乙」という。）は、包括的な連携のもと相互に協力し、農林水産業の振興や人材育成、地域社会の発展に寄与することを目的として協定を締結する。

（協力事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力を推進するべき課題等に関する情報・意見交換を実施し、協働で取り組む。

- （1）攻めの農林水産業の確立に関する事項
- （2）地域を担う人づくりに関する事項
- （3）交流人口の拡大や地域の発展に関する事項
- （4）その他、甲及び乙の協議により必要と認められる事項

（期間）

第2条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれかからの特段の申し出がなければ、さらに1年間有効とし、その後も同様に更新するものとする。

（秘密保持）

第3条 この協定により知り得た情報については、この協定の有効期間中及び終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。
ただし、事前に相手方の承諾を得たときは、この限りではない。

（この協定にない事項）

第4条 この協定に定めるものの他、協働事業の具体的内容その他必要な事項については、甲及び乙が協議して決定する。

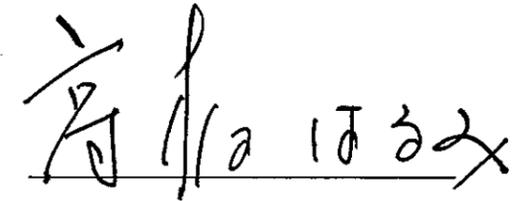
この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月30日

甲 住所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

氏名 北海道

北海道知事



乙 住所 東京都世田谷区桜丘1-1-1

氏名 東京農業大学

学長

